

○大府市普通財産売払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市が所有する普通財産（大府市有財産事務取扱規程（昭和48年大府市訓令第2号。以下「規程」という。）第3条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）の売払いについて、大府市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和45年大府市条例第40号）、大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第4号）、大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）及び規程その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(処分することができる財産)

第2条 この要綱により処分することができる財産は、普通財産のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会的、経済的条件等を総合的に勘案し、当該普通財産を将来の行政目的の手段として保有しておく必要がないと認められるもの
- (2) 当該普通財産を保有し、かつ、運用することが、公益上又は財政運営上、不要又は不適当であると認められるもの

(売払いの方法)

第3条 普通財産の売払いは、一般競争入札により行うこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により行うことができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 公共事業に係る代替地の用に供するとき。
- (3) 現に10年以上貸し付けている普通財産について、当該普通財産の借受人に売り払うとき。
- (4) 無道路地、袋地、狭小、不整形等の土地で、隣接土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において、当該隣接土地所有者に売り払うとき。
- (5) 法令上随意契約によることができる場合に該当し、市長が随意契約により売り払うことを適当と認めたとき。

(売払価格等)

第4条 普通財産の売払価格は、土地については、近隣売買実例価格、地価公示価格、不動産鑑定価格及び路線価を基に算出した額とし、建物については、固定資産税評価額及び再調達価格を基に算出した額とする。

2 普通財産の売払いにおいて、一般競争入札における予定価格並びに随意契約における土地（利用一画地が100平方メートル以上のものに限る。）及び建物の売払価格は、大府市有財産審査会規程（昭和47年大府市訓令第1号）に規定する大府市有財産審査会に諮るものとする。

(一般競争入札における予定価格の事前公表)

第5条 一般競争入札により普通財産の売払いを行う場合において、大府市契約規則第13条第2項に定める場合のほか市長が適当と認めるときは、入札執行前にその予定価格を公

表するものとする。

(入札の方法等)

第6条 普通財産を一般競争入札により売り払う場合において、当該入札に係る必要な事項及び事務手続等については別に定める。

(随意契約による売払い)

第7条 随意契約により普通財産の購入を希望する者は、普通財産買受申出書(別記様式)及び必要な書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申出があった場合、市長は、当該普通財産の売払いの可否を決定し、当該申出を行った者に対し、通知するものとする。

3 普通財産の売払いを受けることになった者(以下「買受人」という。)は、当該売払いに係る売買契約に定める期限までに売払代金を納付しなければならない。

4 普通財産の所有権は、買受人が売払代金の全部を納付したときに買受人に移転する。

5 市長は、買受人が売払代金の全部を納付したときは、買受人の請求に基づき速やかに所有権移転登記を行うものとする。

(契約条件)

第8条 市長は、普通財産の売払いを行う場合には、売払い後の用途を制限する条件を付すことができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

普通財産買受申出書

1. 申請内容

土地／建物の所在地	地目／用途・構造	地積（㎡） ／延床面積（㎡）
	合計	

2. 申出理由

3. 添付書類

年 月 日

大 府 市 長 様

住 所

氏 名

電話番号